

第105号議案

ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。
令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

市議会議員の期末手当の額を改定するため、ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。